

第1号様式（第3条）

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称		妊婦支援給付金支給事務				
作成(修正)年月日	令和8年4月1日	行政機関等の名称	鎌倉市長	登録番号	899	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		こどもみらい部 こどもみらい課	事務 区分	☒ 固有事務 ☐ 全庁共通事務 ☐ 特定課共通事務⇒	[特定課名]	
個人情報ファイルの利用目的		妊婦支援給付金支給のため				
特定個人情報の有無		☒ 有 ☐ 無	取扱件数	☒ 1,000 件以上 ☐ 1,000 件未満		
記 録 項 目	戸籍的事項	☒ 氏名 ☒ 性別 ☒ 生年月日 ☒ 住所 ☐ ☐				
	経歴能力等	☐ 学歴 ☐ 職歴 ☐ 賞罰 ☐ 所属団体 ☐ ☐				
	収入資産等	☐ 収入 ☐ 資産内容 ☐ 課税額 ☐ 公的扶助 ☐				
	個人の生活	☐ 家族構成 ☐ 扶養関係 ☐ 住居環境 ☒ 健康状態 ☐				
	その他	☐ 相談内容 ☐ 苦情 ☐ 趣味 ☒ 電話番号 ☐ FAX 番号 ☒ メールアドレス ☒ 個人識別符号 ☒ マイナンバー ☐ 印影 ☒ 口座内容 ☒ 画像（本人確認書類添付写真）				
	要配慮個人情報の 取扱い	☐ 有⇒ ☒ 無	☐ 信条 ☐ 人種 ☐ 社会的身分 ☐ 犯罪経歴 ☐ 刑事事件に関する手続 ☐ 少年の保護事件に関する手続 ☐ 犯罪被害 ☐ 病歴 ☐ 障害 ☐ 健康診断等結果 ☐ 医師等による指導・診療・調剤	根拠	☐ 法令等（ ☐ 審議会意見 （ ☐ 類型答申第 号 ☐ 個別答申） ☐ 上記以外（審議会への報告）	
記録範囲		妊産婦				
記録情報の収集方法		☒ 本人 ☐ 本人 以外⇒	収集先			
			収集の根拠	☐ 法令等（名称： ） ☐ 本人同意 ☐ 審議会意見 （ ☐ 類型答申第 号 ☐ 個別答申第 号） ☐ 上記以外（審議会への報告）		
個人情報ファイルの利用		保有課名	こども家庭相談課	個人情報ファイル簿の名称(番号)	394 母子健康手帳交付事務	
		根拠	個人情報の保護に関する法律第69条 ☐ 第1項（法令）根拠法令（ ） ☒ 第2項第1号（本人同意） ☐ 第2項第2号（上記以外の利用） ☐ 答申有（ ☐ 類型答申第 号 ☐ 個別答申第 号） ☐ 答申無（審議会への報告）			
		保有課名	市民課	個人情報ファイル簿の名称(番号)	203 戸籍事務	
		根拠	個人情報の保護に関する法律第69条 ☐ 第1項（法令）根拠法令（ ）			

	☐ 第2項第1号（本人同意） ☒ 第2項第2号（上記以外の利用） ☐ 答申有（ ☐ 類型答申第 号 ☐ 個別答申第 号） ☒ 答申無（審議会への報告）		
収 集 の 時 期	☐ 定期（ 月～ 月） ☒ 随時 ☐ その他（ ）		
記 録 の 形 態	☒ 文書 ☒ 電磁的記録（記録媒体：ハードディスク） ☐ その他（ ）		
電子計算機の処理	☐ 無 ☒ 有（個別システム名：福祉総合システム、Excel ）		
目 的 外 利 用	目的外利用課名	個人情報ファイル簿の名称(番号)	
	根 拠	個人情報の保護に関する法律第69条 ☐ 第1項（法令）根拠法令（ ） ☐ 第2項第1号（本人同意） ☐ 第2項第2号（上記以外の利用）	
記録情報の経常的提供先	☒ 有⇒ ☐ 無	提供先	申請者
		個人情報の内容	氏名、生年月日、住所、電話番号
		提供の方法	☒ オンライン結合 ☒ 答申有（ ☒ 類型答申第1号 ☐ 個別答申第 号） ☐ 答申無（審議会への報告） ☐ その他の方法（ ）
		根拠	個人情報の保護に関する法律第69条 ☐ 第1項（法令）根拠法令（ ） ☒ 第2項第1号（本人同意） ☐ 第2項第 号（上記以外の利用） ☐ 答申有（ ☐ 類型答申第 号 ☐ 個別答申第 号） ☐ 答申無（審議会への報告）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	鎌倉市総務部総務課市政情報担当 〒248-8686 神奈川県鎌倉市御成町18-10		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続き等			
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—		
行政機関等匿名加工情報の概要	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関	—		

する提案をすることができる期間	
備 考	(根拠法令) 鎌倉市妊婦等包括相談支援及び妊婦のための支援給付事業実施要綱
継続用紙使用	☐ 無 ☒ 有

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿 (継続用紙)

個人情報ファイルの名称	妊婦支援給付金支給事務
-------------	-------------

	出産・子育て応援金支給事務は、妊婦支援給付金支給事務の前身事業に 当たり、令和8年3月30日まで申請の経過措置が設けられています。 このため、令和8年3月30日まで両事務を並行して実施するものです。
--	--